

第2期南丹市地域福祉計画

(平成25年度～平成29年度)

概要版

みんなでつくる、
誰もが安心して、
つながりながら
住み続けられる
まち



「南丹市地域福祉計画」とは…

「南丹市地域福祉計画」は、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、地域の様々な生活課題の解決に向けて、市民をはじめ関係機関や地域団体等との協働の取り組みを一層推進するとともに、基本理念や福祉サービスを作り上げていくための基盤づくり、地域住民との協働の仕組みづくりをめざすものです。

南 丹 市

1. 計画の基本理念

みんなでつくる、誰もが安心して、
つながりながら住み続けられるまち

2. 計画の基本目標と施策の展開

基本目標 1 地域福祉を推進する人づくり

人口減少と少子高齢化が進む本市にあって、地域福祉を推進する上で、地域を担い支える人づくりが特に重要であることから、多様な機会を通じて福祉の担い手づくりを進めます。

基本施策 1

地域福祉活動への市民参加の促進

- 市民の福祉活動への参加を促進します。
- 福祉教育やボランティア活動を推進します。
- 認知症や障がいのある人などへの市民の理解を深めます。

基本施策 2

地域福祉活動の担い手の育成

- 高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などにかかわるボランティアを育成します。
- 地域福祉を継続的に推進するためのリーダーを育成します。
- 当事者組織が積極的に活動していけるように支援します。
- 地域の団体同士、行政と地域などを「つなぐ」力を持ったコーディネータを育成します。

重点プロジェクト

- ①住民主体の組織づくり
- ⑤コミュニティソーシャルワークの推進



基本目標 2 ふれあい、支え合いの絆づくり

住み慣れた地域で、誰もが安心して生活できるよう、支援を必要とする人の地域の見守り活動などを進めます。また、日頃からの付き合いを基本に、住民同士がお互いに支え合い、助け合えるようなネットワークづくりを進めます。

基本施策

1

NPO・ボランティアなどの活動主体の発展

- NPO・ボランティアなどの活動支援と、活動の拠点整備を強化します。
- 地域活動からコミュニティビジネスなどに発展した事例収集、情報提供と、事業化のための研究を検討します。

基本施策

2

地域での交流活動の充実

- 集会場や公共施設などを活用した市民の交流を促進します。
- 地域サロンを活性化し、閉じこもり防止と地域の交流を推進します。
- 地域の資源・人材を活用した学習の機会づくりを推進します。
- 市外の人との交流を通して、地域の活性化を推進します。

基本施策

3

身近な地域での福祉活動の推進

- 地域のつながりを強化するため、あいさつや声かけ運動を推進します。
- 子どもの登下校や、高齢者や障がいのある人のいる世帯などへの見守り活動などを推進します。
- 地域の見守り活動、サロン活動や子育て支援などの住民福祉活動を推進します。

重点プロジェクト

②見守り体制の充実



基本施策

4

活動拠点づくりの推進

- 公共施設や空き家など、既存の施設を活用した福祉の拠点づくり、交流の場づくりを推進します。

重点プロジェクト

③福祉活動の拠点づくり

基本目標 3 地域での自立生活を支える仕組みづくり

支援を必要とする人が地域で孤立することなく、必要なサービスを利用し自分らしくいきいきと生活できるよう、地域の福祉ニーズを把握できる体制づくりを進めます。

基本施策

1

地域福祉拡充のためのネットワークの構築

- 地域福祉推進ネットワークの組織化を図ります。
- 地域福祉推進ネットワークにより、地域の福祉ニーズや必要な社会資源を把握するなど、課題の共有化を図ります。
- 虐待防止ネットワークを充実・強化します。
- 施設連絡会などを活用し、福祉施設間での連携を強化します。

重点プロジェクト

①住民主体の組織づくり

基本施策

2

相談支援・情報提供体制の充実

- 縦割りでない包括的な総合相談体制を確立します。
- 専門的な相談機関へつなげられるよう、相談体制を充実します。
- 情報を必要とする人に配慮した、福祉サービスなどの情報を提供します。

重点プロジェクト

④総合相談窓口の推進

基本施策

3

質が高く利用しやすい福祉サービスの提供

- 適切なサービスが提供できるよう、支援体制を整備します。
- 第三者評価制度を活用し、サービスの質的向上を強化します。
- 質の高いサービスを提供できるよう、苦情相談や問題解決に取り組みます。
- 適切なサービスの提供や相談が行えるよう、福祉専門職の資質の向上を図ります。
- サロン活動をはじめ、健康づくりや生きがいづくりなど、地域で気軽に利用できるサービスを充実します。

重点プロジェクト

④総合相談窓口の推進

⑤コミュニティソーシャルワークの推進

基本施策

4

権利擁護の推進

- 判断能力が十分ではない高齢者や障がいのある人等の権利擁護を推進するため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・促進を図ります。
- 個人情報の取り扱いやプライバシーに十分注意を払いながら、サービスを提供します。

基本目標

4 安心して生活できる環境づくり

住み慣れた地域で誰もが安心・安全に生活できるような環境づくりをめざします。

基本施策

1

防災・防犯等の安全なまちづくり

- 市民の防災意識の向上を図ります。
- 災害や犯罪に関する情報を提供します。
- 避難訓練の実施、避難マニュアルの作成など、地域での防災活動を支援します。
- 要援護者台帳・マップの作成・更新を行い、関係機関と情報共有します。
- 災害時要援護者避難支援プランに基づいた個別支援体制を確立します。
- 災害ボランティア活動を支援します。
- 地域の防犯体制を充実します。

重点プロジェクト

⑥避難体制づくり

基本施策

2

快適で安心できる交通・居住環境づくり

- 安全な道路・交通環境の整備を推進します。
- ユニバーサルデザインに基づいた公共施設などの改善を推進します。
- 住宅改修をはじめ、住みやすい住環境の提供を推進します。
- 自力で移動がしにくい方への移動支援の充実と移動手段の利便性の向上を図ります。
- 自力で除雪ができない方への、除雪や屋根の雪下ろしなどの支援を充実します。

重点プロジェクト

⑦移動支援の充実

基本施策

3

生涯を通した健康づくり

- 生涯を通した健康づくりを推進します。
- 公共施設を活用し、健康づくりの機会を提供します。
- 生活習慣病の改善に向けた取り組みを強化します。

重点プロジェクト

③福祉活動の拠点づくり



3. 重点プロジェクト

計画の中でも、特に重要性の高い取り組みを「重点プロジェクト」として位置づけ、計画期間中の目標達成に向けて、これら7つの取り組みを重点的に進めます。

①地域福祉を推進するための住民主体の組織づくり

- ・住民が主体となった、福祉を推進する地域の組織づくり
- ・地域で積極的かつ継続的に福祉活動等を進める指導者的存在になるリーダーの育成

②地域における見守り体制の充実

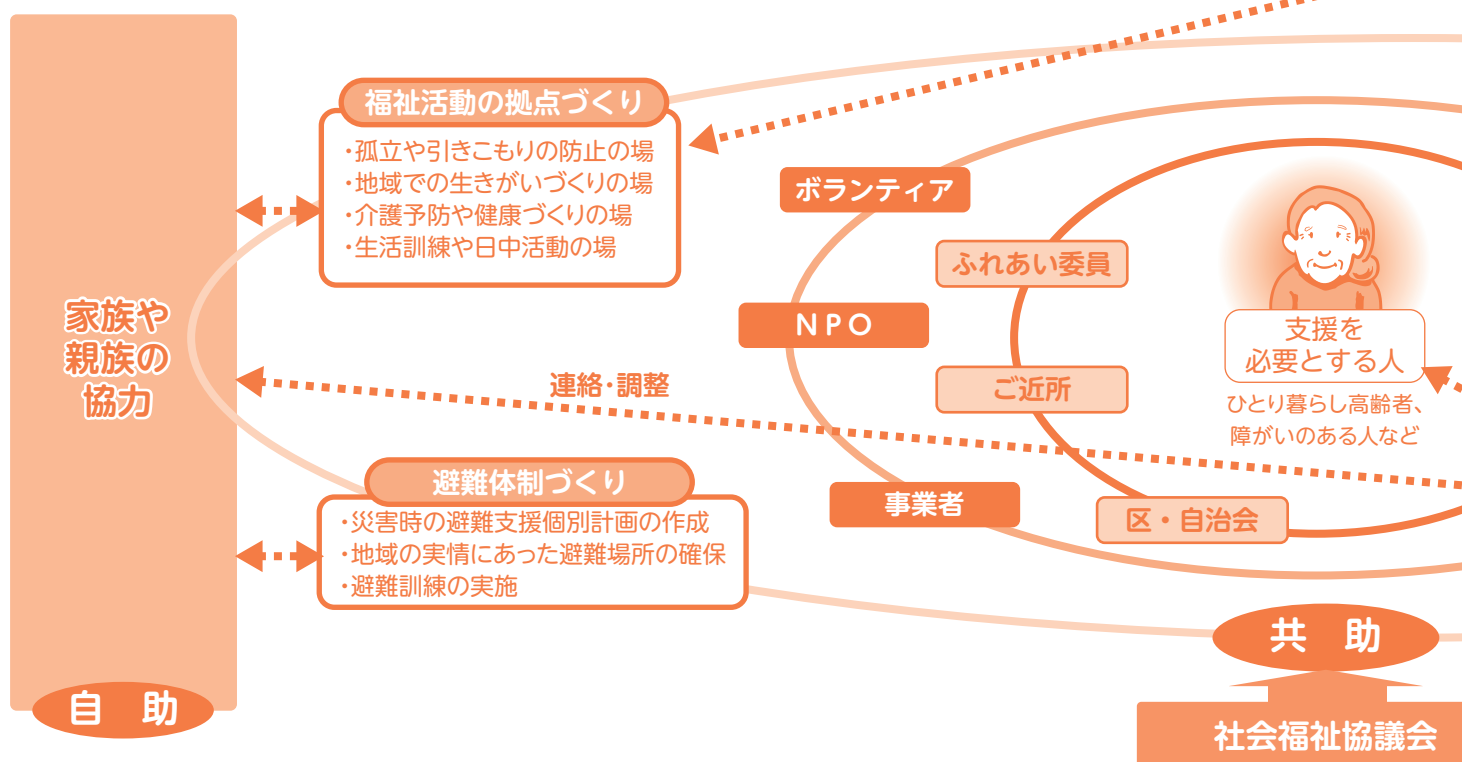
- ・孤立化の防止、虐待防止、閉じこもり防止、徘徊等の見守りなどを目的とした、地域ぐるみの見守りネットワークづくり

③地域の福祉活動の拠点づくり

- ・公共施設や空き家を有効利用した、市民活動の拠点づくりと充実
- ・地域の公民館等を活用した福祉活動拠点の確保と、子どもから高齢者まで、皆が気軽に参加できる地域交流の場づくり

重点プロジェクトの全体イメージ図

地域ぐるみの見守りネットワーク



④福祉のワンストップサービス（総合相談窓口）の推進

- ・専門機関などにつなぐ総合相談窓口の設置
- ・重点プロジェクト①、重点プロジェクト③、重点プロジェクト⑤とも連動した、身近な地域での相談窓口機能を果たす人材の育成・配置

⑤コミュニティソーシャルワークの推進

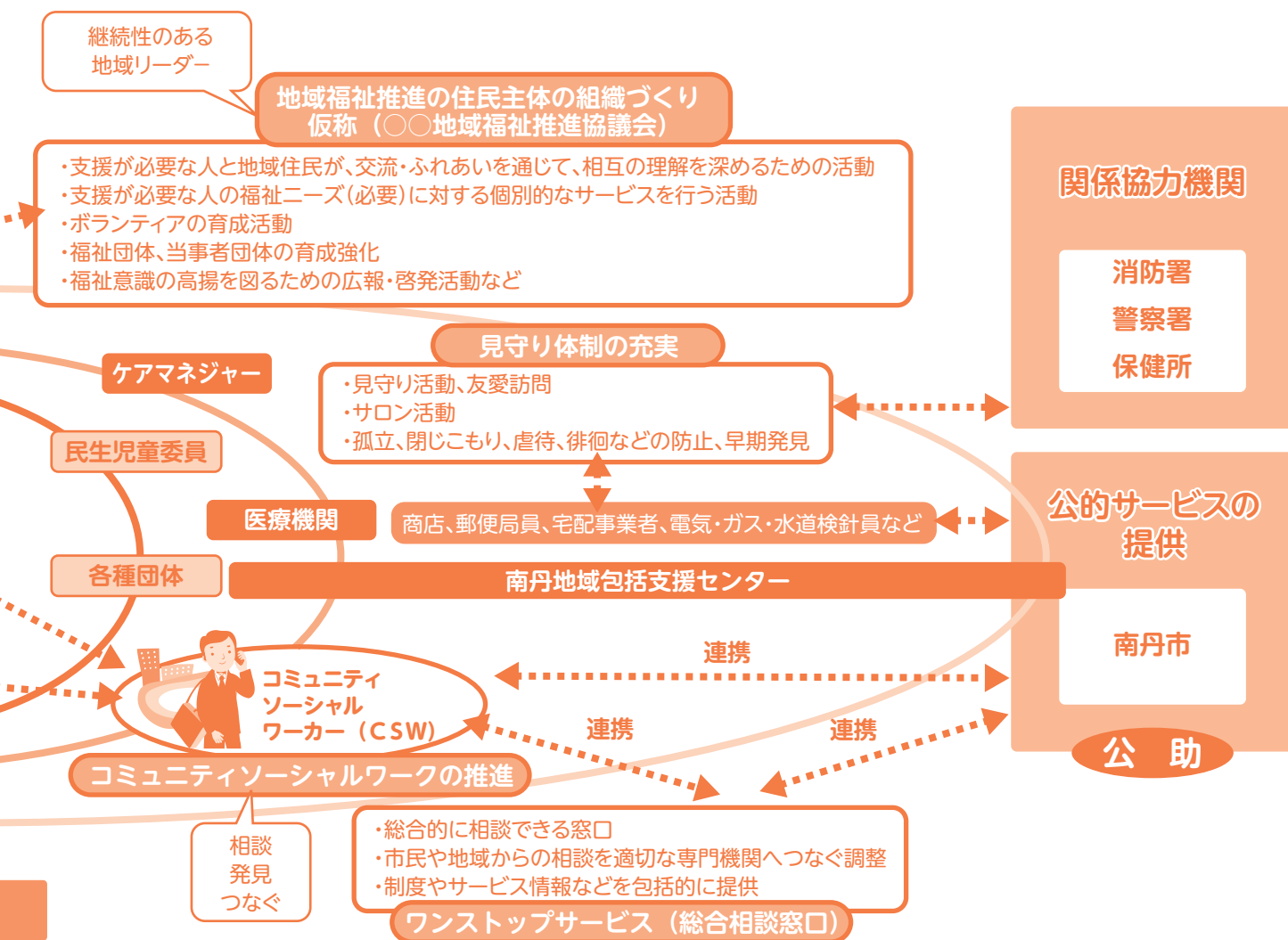
- ・制度の狭間にあたり、潜在化しているニーズを発見し、公的サービスと地域における支え合いの活動の組み合わせによる支援
- ・地域における見守り・発見・つなぎ機能の強化を図るための、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置

⑥災害時の住民え合いによる避難体制づくり

- ・地域における個別計画作成への支援と、避難支援体制の確立

⑦交通手段の確保と移動支援の充実

- ・高齢者・障がいのある人等が安心・安全に外出ができるよう、支援の充実と利便性の向上
- ・公共交通機関や福祉サービスを補完するための新たな移動手段の確保



4. 計画策定の経過

南丹市では、平成 20 年度から平成 24 年度までの第 1 期「南丹市地域福祉計画」を策定し、この間、社会福祉協議会と連携し、地域福祉の推進に取り組んできました。

「南丹市地域福祉計画」は平成 24 年度で計画期間を終了することから、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、地域の様々な生活課題の解決に向けて、市民をはじめ関係機関や地域団体等との協働の取り組みを一層推進するため、「第 2 期南丹市地域福祉計画」を策定しました。

計画策定にあたっては、地域ぐるみで推進する計画であることから、市民、地域福祉分野の活動に携わっている団体の方々の意見を反映させるため、市民ワークショップ、アンケート調査、パブリックコメントなど、市民参加の過程を経て策定しました。

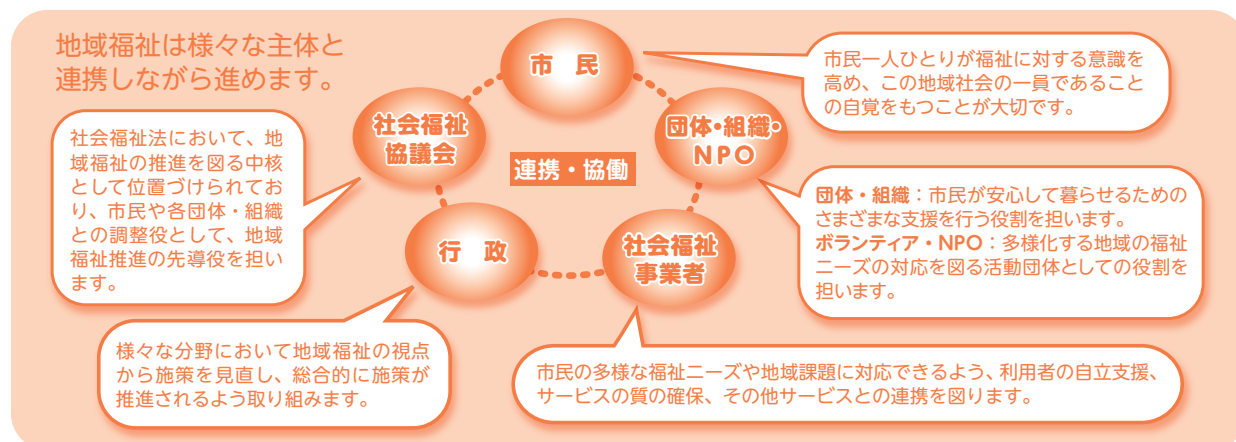
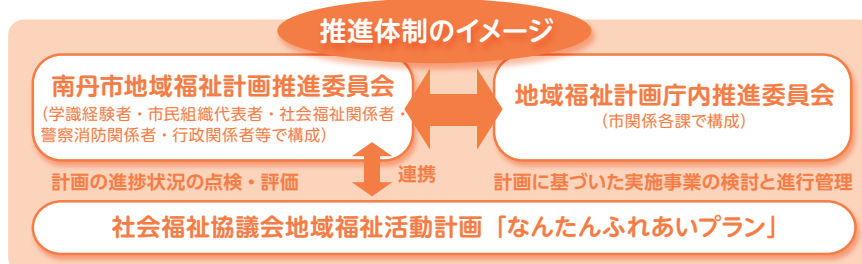


▲市民ワークショップ

5. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市民や関係団体・組織、社会福祉事業者、社会福祉協議会などの地域福祉の推進にかかわる活動主体の代表で構成する「南丹市地域福祉計画推進委員会」において、計画の進捗状況の点検・評価を行うとともに、国の社会福祉制度改革の動向も十分に見極めながら、見直しを含めて協議していきます。

また、庁内関係各部課で構成する「南丹市地域福祉計画庁内推進委員会」において、計画に基づいた実施事業の検討と進行管理を行います。併せて、社会福祉協議会の「なんたんふれあいプラン」と連携し、推進していきます。



第 2 期南丹市地域福祉計画
(概要版)

発行 平成 25 年 3 月
南丹市市民福祉部社会福祉課
〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 4 7 番地
TEL 0771-68-0007 FAX 0771-68-1166